

山形市文化財保存活用地域計画の作成について

1 計画作成の組織体制

(1) 山形市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」）

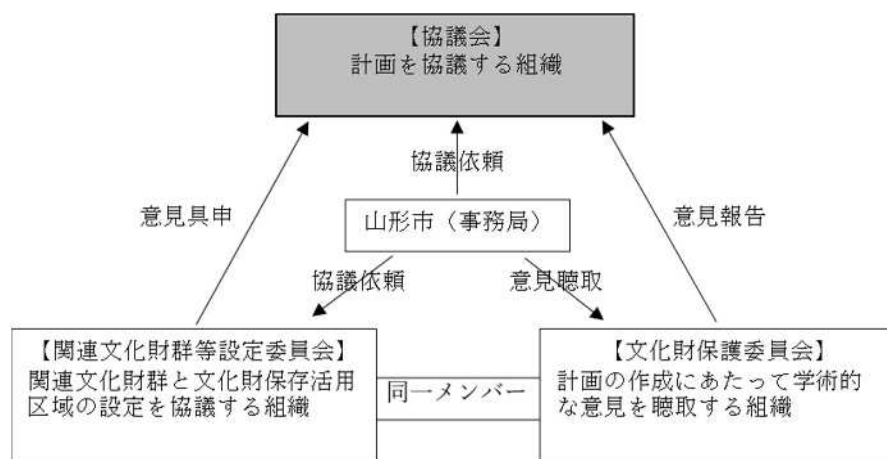
計画の作成に関する協議し作成するために、多様な関係者が参画した組織。

(2) 文化財保護委員会

山形市文化財保護条例により設置している有識者会議。文化財保護法において、計画を作成する際に意見聴取を行うことが必須。

(3) 関連文化財群等設定委員会

計画に記載する事項として、関連文化財群と文化財保存活用区域があり、その設定に関して専門的な立場から意見を聴取し、まとめた意見を協議会に具申する組織。



2 計画作成のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通年
R4年度						協議会①	文化庁協議 シンポジウム				協議会②	関連文化財群 設定委員会	文化財調査
R5年度		協議会③	文化庁協議	関連文化財群 設定委員会			協議会④	文化庁協議	関連文化財群 設定委員会	協議会⑤	文化庁協議		文化財調査
R6年度		協議会⑥	文化庁協議	協議会⑦	文化庁認定前 事前協議			認定申請	認定				

3 文化財の調査

主に県史や市史の編纂以降、調査されておらず、所在が不明確になっている文化財に対して、把握のための調査を実施する。

4 市民の意見を反映させる措置

(1) シンポジウムの開催

日時 令和4年10月1日（土）

会場 山形テルサ アプローズホール

内容 計画を作成する目的や概要の説明、紹介

文化財を通じた山形市の特徴の分析や他都市との比較

どのような保存と活用が最も相応しいのかについて、パネルディスカッション

(2) 関係団体等へのヒアリング

①高等学校（探究科）や山形大学・東北芸術工科大学の歴史及び文化財研究室

②無形民俗文化財保持団体

③郷土史研究協議会、民俗芸能連合保存会

④観光、旅行業関係

⑤報道、マスコミ関係

⑥移住者 など